

第8 産業保安行政

日常生活や産業活動に欠かすことのできない火薬類、高圧ガス・液化石油ガス及び電気による事故や災害を未然に防止することを目的に、許可・登録、検査・指導、保安意識の啓発及び免状交付等の事務を行っている。

併せて、一般社団法人宮城県LPガス協会や一般社団法人宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し、事故や災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

なお、火薬類取締法に係る許認可、検査等の事務（免状交付に係るものを除く）は、平成14年度から各市町村（実務は消防本部(局)）にその権限を移譲している。また、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る同事務（免状交付に係るものを除く）については、平成18年度から仙台市に、平成21年度からは登米市にそれぞれ権限を移譲している。

電気用品安全法に係る販売事業者への立入検査事務は、各市町村で行っている。

産業保安行政の体系は以下のとおりである。

＜産業保安行政体系図＞

火薬類の保安対策	指導取り締り	製造・販売等の許可（猟銃等に係るものを含む）
		譲受・消費等の許可
		保安検査，立入検査（猟銃等に係るものを含む）
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		火薬類危害予防週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の認可，保安教育計画の認可
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状の交付		
高圧ガスの保安対策	指導取り締り	製造・貯蔵等の許可，登録等
		保安検査，立入検査，完成検査
		高圧ガス積載車両路上取締り
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		高圧ガス保安活動促進週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の届出受理
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状等の交付（平成18年度より外部委託）		
電気工作物の保安確保	電気工事業者の適正な業務の確保及び工事の欠陥による災害の防止	電気工事業者の登録
		電気工事業者への立入検査
	電気工事士免状の交付（平成18年度より外部委託）	
電気用品の安全性確保	電気用品による危険及び障害の発生防止	電気用品販売事業者への立入検査

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表1-1、1-2のとおりである。

表1-1 火薬類事業所数等【市町村長に権限移譲】 (平成28年3月31日現在)

	製造業者(煙火類)			販売業者									火薬庫							庫外貯蔵所					
	打上仕掛	がん具	打上仕掛がん具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	がん具	導火線	水蓄	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
仙南消防本部	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	2	8	8	0	0	0	1	0	0	0	9	3	0	0	1
仙台市消防局	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	4	10	8	0	0	1	12	1	0	0	22	4	0	0	13
名取市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2
岩沼市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	3
亶理消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
塩釜消防本部	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	8
黒川消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大崎消防本部	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	1	4	0	0	5	5	0	0	1
栗原市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
登米市消防本部	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	5	6	0	0	1	1	0	0	0	8	4	0	0	0
石巻消防本部	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1	5	10	3	0	0	0	1	1	0	0	5	3	0	0	1
気仙沼消防本部	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	4	2	0	0	0
県合計	4	0	0	0	13	1	8	7	0	4	18	51	29	0	2	3	22	6	0	0	62	25	0	0	29

※1 販売業者のA, B, C, D, E, F, G, H欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※2 1級～3級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

表1-2 猟銃等製造販売事業所数(平成28年3月31日現在)

事業所区分	事業所数
製 造	0
製造・販売	8
販 売	3
計	11

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく平成27年度の許可件数は、表2-1、表2-2のとおりである。

表2-1 火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】 (平成27年度)

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	3
火薬類販売営業許可	3	火薬庫外貯蔵所指示	13
火薬庫設置許可	2	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	7	保安教育計画認可	10
火薬類譲受許可	129	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可	206	火薬庫完成検査	3

表2-2 猟銃等許可件数 (平成27年度)

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転を含む)	1
猟銃等販売許可(移転を含む)	1

(4) 免状の交付

平成27年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表3のとおりである。

表3 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付件数 (平成27年度)

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	66	1	0	67
乙種取扱保安責任者	9	9	0	18
丙種製造保安責任者	2	0	0	2
計	77	10	0	87

甲種取扱・・・火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所(発破現場など)において火薬類を消費する際に、法の規程に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱・・・甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量(乙種は年間に20t未満に限定)又は消費合計量(乙種は1ヶ月に1t未満に限定)により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造・・・煙火等の製造数量が1日300kg未満の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

(5) 立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて保安検査を行っている。

平成27年度に実施した検査件数は、表4のとおりである。

表4 火薬類保安検査等実施件数【市町村長に権限委譲】 (平成27年度)

	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	5	38	33	140	31	247
保安検査	3	19	0	0	0	22

また、猟銃等製造販売事業者のすべてに対し、銃の適正な保管管理及び取扱の状況を確認するため、立入検査を行っている。

(6) 各種講習会の実施状況

(一社)宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。平成27年度の実施状況は、表5のとおりである。

表5 講習会受講者数 (平成27年度)

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会 (保安責任者等)	10	450
発破技術講習会	1	99
計	11	549

(7) 火薬類事故の発生状況

平成22年からの火薬類による事故の発生状況は、表6のとおりである。

表6 火薬類事故関係発生状況 (経年変化)

年次 区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数	3	0	2	2	6	4
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	3	0	2	0	1	2

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガスは、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製造、販売、貯蔵、消費等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（製造、販売、貯蔵、消費）の現状（仙台市・登米市分を含む）

「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可及び届出事業所数は、表7のとおりである。

なお、ガスの種類別高圧ガス製造事業所数は、表8のとおりである。

表7 高圧ガス関係事業所数 (平成28年3月31日現在)

管内事業所区分		大河原	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計	
製造事業所	第一種	一般高圧ガス	18	70	8	6	1	13	3	119
		冷凍	7	60	5	1	2	57	26	158
		液化石油ガス	7	34	11	2	6	9	5	74
		計	32	164	24	9	9	79	34	351
	第二種	一般高圧ガス	46	189	32	13	7	35	14	336
		冷凍	156	652	111	45	37	265	137	1,403
		液化石油ガス	0	1	0	1	0	0	1	3
		計	202	842	143	59	44	300	152	1,742
	コンビ則		0	3	0	0	0	0	0	3
	計		234	1,009	167	68	53	379	186	2,096
販売事業所	高圧ガス保安法	一般高圧ガス	29	575	36	14	10	68	41	773
		液化石油ガス	51	153	54	18	15	53	26	370
	液化石油ガス法	販売事業者数	66	194	78	34	28	76	42	518
		特定供給設備	3	15	1	2	0	5	1	27
貯蔵所	第一種	一般高圧ガス	9	49	3	2	0	10	2	75
		液化石油ガス	7	16	4	5	2	2	0	36
		計	16	65	7	7	2	12	2	111
	第二種	一般高圧ガス	16	129	12	7	5	10	5	184
		液化石油ガス	2	2	3	2	0	0	1	10
		計	18	131	15	9	5	10	6	194
計		34	196	22	16	7	22	8	305	
特定消費事業所	一般高圧ガス		11	46	5	5	3	10	1	81
	液化石油ガス		6	13	6	5	2	2	0	34
	計		17	59	11	10	5	12	1	115
容器検査所		2	29	2	0	0	1	1	35	

表8 ガスの種類別高圧ガス製造事業所数
 (1) 一般高圧ガス関係 (平成28年3月31日現在)

ガスの種類	区分	第一種	第二種
空気		13	40
酸素		44	121
アセチレン		1	0
窒素		72	108
水素		2	1
炭酸ガス		45	17
フロンガス		4	22
アンモニア		1	0
塩素		1	0
六フッ化硫黄		1	0
天然ガス		6	2
石油精製		0	0
その他		28	34
計		218	345

(注) 同一事業所で2種類以上の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(2) 冷凍関係 (平成28年3月31日現在)

ガスの種類	区分	第一種	第二種
フルオロカーボン		112	1,236
アンモニア		46	89
二酸化炭素		6	78
計		164	1,403

(注) 同一事業所で2種類の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(3) 高圧ガス関係許可・届出件数

平成27年度における「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可・届出件数は、表9のとおりである。

表9 高圧ガス関係許可・届出件数 (平成27年度)

許可等区分 ガス区分	許可				登録・認定・届出									
	製造		貯蔵		製造		貯蔵		特定消費		販売	保安機関		
	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	新規	更新	
一般高圧ガス	1	20	0	2	6	13	3	6	0	9	19	-	-	
冷凍	10	3	-	-	36	0	-	-	-	-	0	-	-	
液化石油ガス	高保法	1	14	1	1	0	0	0	0	0	2	3	-	-
	液石法	7	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	5	9
コンビ則	0	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	19	59	1	3	42	13	3	6	0	11	23	5	9	

(4) 免状の交付

平成 27 年度の高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者等に係る免状の交付件数は、表 10 のとおりである。

表 10 免状交付件数（平成 27 年度）

免状の種類	乙種 化学	丙種化学		乙種 機械	冷凍機械		販売主任者		液化石油 ガス設備士
		液石 丙化	特別 丙化		第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	
交付件数	14	52	56	29	35	95	42	66	96

(5) 立入検査等

ア 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可を受けた事業所は、完成検査又は使用前検査に合格した後でなければ、施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく検査を適宜行っている。

イ 第 1 種製造事業所について、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて検査するため、定期的に保安検査を行っている。

ウ 災害の発生防止のため、製造、販売事業所に対して毎年度立入検査を実施し帳簿書類を検査している。

エ 高圧ガス運搬車両については、毎年度関係機関と協力の上、取締・指導を行っている。平成 27 年度に実施した検査件数は、表 11 のとおりである。

表 11 保安検査等実施件数（平成 27 年度）

事業所区分		検査区分	保安検査	完成検査	立入検査	移動車両 検査
製造所	一般高圧ガス		16	12	34	-
	冷凍		0	0	9	-
	液化石油ガス	高保法	1	15	27	-
		液石法	2(5)	11(2)	13(7)	-
コンビ則		0	2	4	-	
販売所	一般高圧ガス		-	-	4	-
	液化石油ガス	高保法	-	-	49	-
		液石法	-	-	80	-
貯蔵所		-	2	3	-	
移動車両	タンクローリー		-	-	-	24
	バラ積み		-	-	-	23
容器検査所		-	-	7	-	
消費場所	特定消費		-	-	11	-
	その他		-	-	11	-
その他		-	-	0	-	
計			19(5)	42(2)	252(7)	47

※液石法の欄の（ ）内は、充てん設備の台数。

(6) 各種講習会の実施状況

例年、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく設備基準等の徹底と自主保安の確立による災害防止を図るため、各種講習会を実施しており、平成27年度の実施状況は、表12のとおりである。

表12 講習会受講者数 (平成27年度)

講習会種類	実施回数	受講者数
高圧ガス製造事業所等関係	1	11
液化石油ガス販売事業関係	9	661
計	10	672

(7) 高圧ガス事故の発生状況

高圧ガス関係の事故発生状況は表13のとおりであり、平成27年の事故件数は20件と例年に比べて減少した。平成27年に発生した事故の概要は、表14、表15のとおりである。

なお、液化石油ガスの区分において、一般消費者に係る事故の件数等は、括弧内の数値で示した。

表13 高圧ガス事故関係発生状況 (経年変化)

区分		年次									
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
液化石油ガス	件数	26 (1)	26 (9)	25 (6)	20 (4)	51 (10)	25 (1)	10 (3)	8 (5)	8 (3)	10 (4)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	21 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	5 (3)
一般高圧ガス	件数	12	14	17	16	17	20	15	10	7	3
	死者数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	負傷者数	0	3	2	0	1	1	5	0	0	0
冷凍	件数	0	1	0	2	1	9	0	1	1	7
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	38 (1)	41 (9)	42 (6)	38 (4)	69 (10)	54 (1)	25 (3)	19 (5)	17 (5)	20 (4)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	21 (1)	3 (0)	3 (1)	0 (0)	5 (4)	1 (0)	5 (0)	1 (1)	2 (2)	5 (3)

表14 平成27年度 高圧ガス事故(主なもの)

No	発生月日	市町村発生場所	人身被害事故の分類	ガスの種類 災害現象	事故原因	事故概要
1	6.4	角田市消費事業所	軽傷1名 C級	LPガス 漏えい・火災	施工不良	食品工場の直火スモーク室において燻製チップへ着火するために、同室外で点火した携帯用ガスバーナーとともに従業員が入室したところ爆発した。当該従業員は火傷を負い、緊急搬送された。過去に同室へ設置していたLPガス配管を撤去した際に、末端部の閉止処置を行っておらず、事故直前の清掃時に誤ってバルブを開栓したことが原因と推定される。
2	7.17	柴田郡柴田町製造事業所	— C級	フロンガス 漏えい	腐食管理不良	稼働中のスクリー型冷凍設備が運転不可状態となり、冷媒量の減少が示唆されたことから、詳細検査を実施したところ、同設備の水熱交換器付近からの冷媒漏えいが確認された。事業者が後日実施した詳細検査の結果、水熱交換器冷却水の水質不良に起因する水熱交換器の腐食が原因と判明した。
3	11.27	気仙沼市消費事業所	軽傷1名 C級	LPガス 漏えい・火災	腐食管理不良	アスファルト敷設工事の現場において、作業員がガスバーナーに着火しようとしたところ、周囲に漏えいしていたLPガスに引火し、当該作業員が火傷を負った。事前にガスバーナーの不良により、予備のガスバーナーに交換しており、このガスバーナーの経年劣化により、LPガスが漏えいしたものと推定される。その際に使用前点検を実施していなかったことから、漏えいを確認できなかったもの。

表15 平成27年 液化石油ガス一般消費者等事故

No	発生月日	市町村発生場所	人身被害事故の分類	災害現象 安全装置等の状況	事故原因	事故概要
1	1.14	多賀城市消費先	軽傷1名 C級	漏えい爆発 ・火災	その他	グループホームにおいて、入居者が台所・食堂に隣接する居間の石油ファンヒーターに点火したところ、爆発が発生し、1名が軽傷を負ったもの。 なお、事故発生日朝、消費者が台所・食堂でガス漏れ警報器が鳴動しており、また、当該消費者は石油ファンヒーター点火前にLPガスの臭気を感じていたが、喚起等の措置は行わなかった。
2	5.3	仙台市泉区消費先	軽傷1名 C級	漏えい火災	消費者の操作ミス	飲食店において、従業員が業務用めんゆで器に着火しようとしたところ、めんゆで器にある複数の器具栓(バーナーコック)のうち1か所が開いていたことから、めんゆで器内部に滞留していた微量の液化石油ガスに引火し、従業員1名が軽傷を負ったもの。
3	7.2	仙台市太白区消費先	— C級	漏えい	配管の腐食劣化	供給先敷地内の露出配管(内管)の立上り部が一部腐食しており、その腐食部分(ピンボール程度)から微量の液化石油ガスが漏えいしたもの。
4	11.10	松島町消費先	軽傷1名 C級	漏えい爆発	消費者の操作ミス	飲食店において、従業員が業務用こんろに点火したところ、通常より大きな火災が発生し、従業員が軽傷を負ったもの。

3 電気工事等保安

(1) 電気工事等規制の目的

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」，「電気用品安全法」及び「電気工事士法」に基づき，電気工事業者の登録，電気用品販売業者の立入検査及び電気工事士免状交付を行うことにより，電気工作物の保安を確保し，粗悪な電気用品による事故を防止するとともに，電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与することを目的としている。

(2) 電気関係事業者等の現状

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく，県内の登録（みなし登録）電気工事業者，通知（みなし通知）電気工事業者数は，表 1 6 のとおりである。

表 1 6 電気関係事業者の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

		計
登録電気 工事業者	27 年度登録数	66
	累計事業者数	822
	累計営業所数	822
みなし登録 電気工事業者	27 年度届出数	47
	累計事業者数	802
	累計営業所数	817
通知電気 工事業者	27 年度通知数	0
	累計事業者数	0
	累計営業所数	0
みなし通知 電気工事業者	27 年度通知数	0
	累計事業者数	7
	累計営業所数	7

(3) 免状の交付

「電気工事士法」に基づく第一種及び第二種電気工事士免状交付の状況は，表 1 7 のとおりである。

表 1 7 免状交付状況（平成 27 年度）

免状の種類	内訳	試験合格者	認定者	資格講習者	計
第一種電気工事士	交付件数	165	26	0	191
免状の種類	内訳	試験合格者	認定者	養成施設 修了者	計
第二種電気工事士	交付件数	1,222	0	41	1,263

(4) 立入検査等

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売業者に対する平成27年度の立入検査件数は、表18、19のとおりである。

表18 電気工事業者立入検査等実施状況（平成27年度）

種別	登録事業者	みなし登録事業者	通知事業者	みなし通知事業者
立入件数	115	59	—	—

表19 電気用品販売事業者立入検査状況（市町村長に権限委譲）44店舗（平成27年度）

電気用品の区分	具体的な電気用品名	検査機種数
配線器具	延長コードセットなど	3,070
電熱器具	電気ストーブなど	239
電動応用機械器具	電気掃除機など	9
光源及び光源応用機械器具	エル・イー・ディー・ランプなど	2,505
電子応用機械器具	テレビジョン受信機など	8
交流用電気機械器具	直流電源装置など	52
合 計		5,883